

**大垣輪中水防事務組合
情報セキュリティ基本方針**

**令和8年3月31日
大垣輪中水防事務組合**

1 目的

本基本方針は、大垣輪中水防事務組合（以下「組合」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、組合が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(4) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(5) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(7) 情報資産

紙、電磁媒体等の記録媒体に記録されたすべての情報及び情報システムの総称をいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の窃取、情報資産の無断持ち出しや無許可ソフトウェアの使用等の規定違反等の内部不正
- (2) プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶等のインフラ障害からの波及等

4 適用範囲

(1) 対象の範囲

本基本方針が適用される対象は、組合及び組合議会、監査委員とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ① ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(これらを印刷した文書を含む。)
- ③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5 職員等の遵守義務

職員、会計年度任用職員、再任用職員、議会議員、監査委員（以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティ基本方針を遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

組合の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。組合管理者を情報セキュリティ責任者、組合事務局主事を情報システム管理者とし、情報セキュリティ責任者のもとに情報セキュリティの管理を実施する体制を整備し、管理責任の所在を明確にする。

(2) 情報資産の分類と管理

組合及び組合議会、監査委員の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 物理的セキュリティ

情報システムを設置する場所への不正な立ち入り、通信回線及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(6) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティ基本方針の遵守状況の確認及び運用面の対策を講じるものとする。

(7) 評価・見直し

情報セキュリティ基本方針の遵守状況を検証するため、情報システム管理者は定期的（年1回）又は必要に応じて情報セキュリティ自己点検を実施し、運用改善を行い情報セキュリティの向上を図る。

自己点検の結果、情報セキュリティ基本方針の見直しが必要な場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、情報システム管理者は情報セキュリティ基本方針の見直しを行い、情報セキュリティ責任者が承認するものとする。